

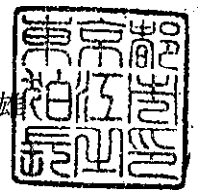
狛江市公告第**165**号

狛江市まちづくり条例（平成 15 年条例第 12 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、事前協議申請書が提出されたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、近隣住民及び市民等は、縦覧期間満了の日までに、当事業に対する意見を市長に対し、文書により提出することができる。

令和 6 年 **4**月**25**日

狛江市長 松原 俊雄



- 1 事業名称
狛江市東野川二丁目宅地造成
- 2 事業場所
狛江市東野川二丁目 473 番 14、480 番 1
- 3 縦覧場所
狛江市都市建設部まちづくり推進課（5 階）
- 4 縦覧期間及び意見書提出期間
令和 6 年 月 日から令和 6 年 月 日まで
- 5 意見書の提出先
東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市都市建設部まちづくり推進課